

申請期限が延長されました！

## 令和5年度業務改善助成金 申請期限のご案内

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

この度、一部の申請について、**申請期限を延長**しました。（延長されない申請もございますので、ご注意ください。）

### ポイント

～賃金引き上げ計画を立てて申請される方～  
**申請期限が延長されます！**

～賃金引き上げ後に申請される方～  
**令和6年1月31日で受付終了です。**

賃金引き上げ計画  
を立てて  
申請される方

令和6年1月31日

延長します！

令和6年3月31日

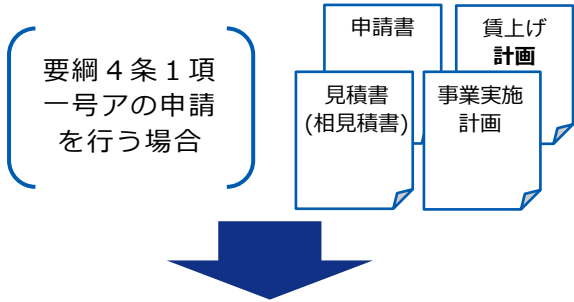
賃金引き上げ後に  
申請される方

令和6年1月31日

**延長はありません。**

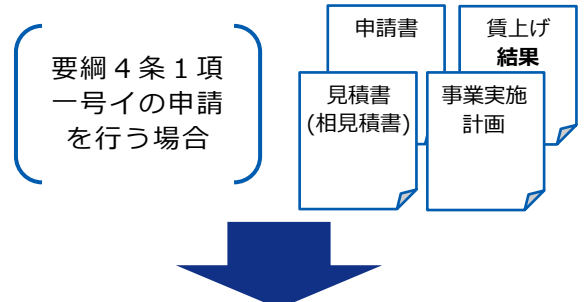
（お早めの申請をお願いいたします。）

## 賃金引上げ計画を立てて 申請される方



申請期限が**令和 6 年 3 月 31 日**  
に延長されます！

## 賃金引上げ後に 申請される方



申請期限は**令和 6 年 1 月 31 日**までです。  
(お早めの申請をお願いいたします。)

### 申請に当たっての注意ポイント

#### 令和 6 年 1 月 31 日までに 申請される方

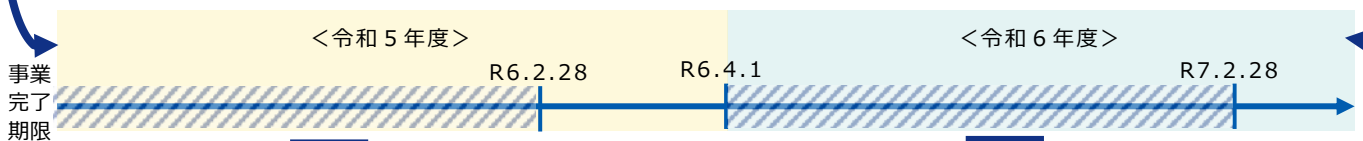
事業完了期限を**令和 6 年 2 月 28 日**までに設定いただきます。

令和6年2月28日までの  
事業完了が困難な場合  
(賃金引上げ計画を立て  
て申請される方のみ)

#### 令和 6 年 2 月 1 日以降に 申請される方

事業完了期限を**令和 6 年 4 月 1 日**から**令和 7 年 2 月 28 日**までの  
期間で設定いただきます。

なお、設定いただく事業完了期限によって、ご注意ください点が異なります。



この間に設定いただくと、令和 5 年度内に交付決定がなされます。この場合、**期日までに事業完了 (賃上げ、設備導入、支払いの完了) がないと助成金の支払いができません。**

この間に設定いただくと、令和 6 年 4 月 1 日以降に交付決定がなされます (※)。**交付決定前 (令和 6 年 3 月 31 日までに) 設備導入をすると助成対象外**となりますので、ご注意ください。

また、令和 5 年度中に事業完了が見込まれない場合は、**翌年度に再設定いただく**ことがございます。(賃金引上げ後に申請される方も含みます。)

※ 令和 6 年度の予算成立等を前提とします。

ご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

**電話番号 : 0120-366-440** (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室)**です